

違反者講習について

1 違反者講習とは

違反者講習とは、軽微な違反等を繰り返し、その累積点が6点になった方を対象とした講習です。

2 受講対象者

違反者講習の対象者は、軽微な違反(違反点数が3点以下の違反行為)の累積点、又は軽微な違反行為と事故による累積点が6点になった方です。

ただし、過去3年間に免許の「取消・拒否・免停・保留」等の処分や違反者講習を受けた方は対象外となる場合があります。

3 講習場所・講習日

○ 違反者講習は、次の場所で実施しています。

実施機関	所在地	電話番号
大分県公安委員会	大分市大字松岡6687番地	097-528-3000

○ 違反者講習の実施日時は、運転免許課から案内します。

4 講習の通知・期間

○ 違反者講習の対象者には、講習通知書を配達証明郵便で送付します。

○ 受講期間は、講習通知書を受け取った日の翌日から1か月以内です。

5 講習の内容・時間・手数料

下記のいずれかの講習を選択できます。

講習区分	内容・時間	手数料
社会参加活動を含む講習	午前は交通安全啓発活動 午後は3時間の座学講習 (受講時間は合計6時間)	9,950円 (通知手数料900円を含む)
社会参加活動を含まない講習	午前は実車指導講習 午後は3時間の座学講習 (受講時間は合計6時間)	13,400円 (通知手数料900円を含む)

6 受講時に必要なもの

- 講習通知書
- 運転免許証
- 筆記用具(黒色ボールペン、鉛筆、消しゴムなど)
- 講習手数料
- 社会参加活動又は運転に適した服装

7 受講のメリット

- 受講した場合のメリット
 - ・ 免許停止の行政処分が課されません。
 - ・ 行政処分の前歴になりません。
 - ・ 累積点数の6点が0点になります(ただし、違反歴としては残るため、免許更新時に優良運転者になるには、最後の違反から5年間無事故無違反であることが要件となります。)
- 不受講の場合のデメリット
 - ・ 免許停止等の行政処分が課されます。
 - ・ 行政処分の前歴になります。
 - ・ 停止期間を短縮する停止処分者講習を受けることができなくなります。
 - ・ 受講せず、その後さらに交通違反等をした場合には、行政処分の日数が大幅に加重されます。

8 やむを得ない理由により1ヶ月以内に受講できない場合

講習の受講期間は、講習通知書を受領した日の翌日から1か月以内ですが、次に掲げるやむを得ない理由がある場合には、その期間を除いた通算1か月以内に受けることができます。
この場合、やむを得ない理由を証明する書類が必要となります。

<やむを得ない理由>の例

- 海外旅行をしていること
- 災害を受けていること
- 病気にかかり、又は負傷していること
- 法令の規定により、身体を拘束されていること
- 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること

8 聴覚に障がいのある方へ

聴覚に障害があり、講習内容を聞き取りにくい方は、事前に担当係にお問い合わせください。

9 問い合わせ

受講日を変更される方、やむを得ない理由がある方、その他講習内容等に関して不明な点がある方は、下記問い合わせ先に電話してください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課 (大分県運転免許センター) 講習係
<住所> 大分市大字松岡6687番地
<電話> 097-528-3000 (内線)702-274
<問い合わせ時間> 午前8時30分~午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)